

雇用クリーンプランナー プレゼンツ ミニセミナー

日常職場編シリーズ第⑧回
「セクシャルハラスメント①」

セクシャルハラスメントハラスメント①

セクハラ拒否の代償

Q 私は営業部の女性従業員です。男性の係長から「仕事のことでアドバイスしたいから夜、2人で食事どう？」とか「今度の日曜日ドライブして仕事の気分転換をしないか？」など以前から誘われていました。ですが毎回断っていたところ「君はやる気がないようだから外回りの仕事は一切しないでいい」と係長から言われてしまいました。営業職で外回りができないのは致命的ですこれってセクハラにはならないのですか？



A 性的な嫌がらせを拒否したことによる、解雇その他不利益な取扱いをするものはセクシャルハラスメントに該当します。

セクハラの種類

【**対価型**】～職場において行われる性的言動に対する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件につき不利益を受けること
⇒労働者の意に反する性的言動に対する労働者の対応（拒否や抵抗）により、その労働者が**解雇、降格、減給、労働契約の更新拒否、昇進・昇格対象からの除外、客観的にみて不利益な配置転換などの労働条件の不利益**を受けること

【**環境型**】～職場において行われる性的な言動により、労働者の就業環境が害されること。
⇒労働者の意に反する性的な言動により労働者の**就業環境が不快なもの**になったため、**能力の発揮に重大な悪影響が生じる**などその労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること。